

令和3年2月吉日

お得意先各位

株式会社 岐阜折込センター

〒500-8384 岐阜市藪田南4丁目16-3
TEL(058)273-5233 FAX(058)273-5015
西濃営業所 TEL(0584)88-1860

総額表示完全義務化についてのお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月1日より「総額表示が義務化」となります。「総額表示」とは消費者に商品の販売やサービスの提供を行う消費税課税事業者が、値札やチラシなどにその価格を表示する際、消費税額（地方消費税額を含みます。）を含めた価格を表示することをいいます。

つきましては、折込広告やポスティング及び紙面広告等の価格表示を総額表示で記載していただけますようご協力をお願いいたします。

諸事情をご賢察の上、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

具体的な表示例

例えば、次に掲げるような表示が「総額表示」に該当します。

（例示の取引は標準税率10%が適用されるものとして記載しています。）

① 個々で表示する場合

価格表示 11,000円
11,000円（税込）
11,000円（税抜価格10,000円）
11,000円（うち消費税等1,000円）
11,000円（税抜価格10,000円、消費税等1,000円）

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。「10,000円（税込11,000円）」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が表示されていれば総額表示に該当します。

② 一括表示の場合

当店の価格はすべて税込です。

以上

※総額表示についての詳細は国税庁のHP「総額表示の義務付け」からご確認いただけます。

（ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6902.htm> ）

尚、ご不明な点などございましたら弊社・営業担当にお問合せください。